

**銚子市クラウドファンディング型ふるさと納税活用事業  
補助金 補助要領**

**秘書広報課公民連携事業室**

**(令和7年7月1日)**

## 目次

1 事業の目的について	1
2 補助対象者について	1
3 補助対象事業について	1
4 補助対象経費、補助金の額について	2
5 手続きの流れ・申請方法について	2
(1)事業認定申請書の提出	2
(2)寄附の募集	3
(3)交付申請書の提出	3
(4)概算払いの請求	4
(5)実績報告書の提出	4
(6)交付決定の取り消し及び補助金の返還	4
(7)補助金支給までの基本的な流れ	5

## 1 事業の目的について

本市において、地域課題の解決を図るなど市の施策と整合する活動を行っている法人または団体に対し、クラウドファンディング型ふるさと納税の仕組みを活用し、プロジェクトに対し寄附を集め、集まった寄附金を補助金として交付することによって、地域課題の解決を図り、本市の地域振興に資することを目的とします。

## 2 補助対象者について

補助対象者は、地域課題の解決を図るなど市の施策と整合する活動を行っている法人・団体です。(個人の方は対象外です。)

次のいずれかに該当する法人・団体は対象となりません。

- (1) 法人その他の団体(法人以外の団体にあつては、その代表者)に市税等の滞納があるとき
- (2) 宗教的又は政治的な目的を有しているとき(ただし、国、県又は市の指定文化財の保護を目的とした事業であるときを除く。)
- (3) 次のいずれかに該当するとき
  - ア 銚子市暴力団排除条例(平成24年銚子市条例第1号)第2条第1号に規定する暴力団であるとき
  - イ 団体の構成員のうち、銚子市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等があるとき
  - ウ 団体の構成員のうち、ア又はイに掲げる者と密接な関係を有する者があるとき
- (4) 法令又は公序良俗に反する活動等をしているとき

## 3 補助対象事業について

補助金の対象となる事業は、次の各号のいずれかの事業であり、クラウドファンディング型ふるさと納税を活用して、広く人々の共感を得ながら取り組むことができる事業とします。

- (1) 地域の活性化又は地域創生に資する事業
- (2) 地域課題の解決につながる事業
- (3) その他市長が適当と認める事業

次のいずれかに該当する事業は対象となりません。

- (1) 政治活動又は宗教活動を目的とする事業
- (2) 法令又は公序良俗に反する事業
- (3) その他補助金を交付することが適切でないと認められる事業

#### 4 補助対象経費、補助金の額について

補助対象経費は、クラウドファンディング型ふるさと納税活用支援事業に必要な経費のうち、次のものとします。

- (1) 講師又は専門家への謝礼等の経費
- (2) 補助対象事業の実施のために必要となる業務に直接従事する者への賃金等の経費
- (3) 講師等の旅費、宿泊料等の経費
- (4) 消耗品費、原材料費、印刷製本費、光熱水費、修繕代等の経費
- (5) 通信運搬費、振込手数料、手数料、保険料等の経費
- (6) 販売促進費、広告宣伝費、ホームページ作成料その他の補助対象事業の実施のために必要となる業務の委託に要する経費
- (7) 土地、施設等の借上料、事務機器等の使用料等の経費
- (8) 内装又は外装の工事等に要する経費
- (9) 機械装置等の購入に要する経費
- (10) ソフトウェア、システム等の開発に要する経費
- (11) その他補助することが適当と認められる経費

補助金額は、クラウドファンディング型ふるさと納税により集まった寄附額の10分の4に相当する額です。目標金額以上に寄附が集まった場合の補助金額は、目標金額の10分の4となります。

#### 5 手続きの流れ・申請方法について

事業認定申請書を提出する前に、事前に申請内容について秘書広報課公民連携事業室へご相談ください。

##### (1) 事業認定申請書の提出

本補助金の交付を受けようとする団体は、銚子市クラウドファンディング型ふるさと納税活用支援事業認定申請書に次の書類を添えて提出し、市の認定を受ける必要があります。

- ①事業計画書
- ②収支予算書
- ③市税等納付状況確認同意書
- ④その他市長が必要と認める書類

市は、内容について審査を行い認定の可否を決定します。

## 【認定について】

認定されるには、次の要件の全てに該当する必要があります。

- ・事業の実施体制が整っていること。
- ・事業計画が適切で実施が見込める計画となっていること。
- ・事業内容が申請団体や関係者の利益に限定されることなく、地域全体にとって有益であること。
- ・地域資源の活用が見込める事業であること。

事業認定後に事業計画の内容を変更しようとする場合には、事前に銚子市クラウドファンディング型ふるさと納税活用支援事業認定内容変更等承認申請書を提出し、市の承認を受ける必要があります。市は、変更内容について審査を行い、承認の可否を決定します。ただし、事業計画の変更は寄附金の募集を開始する前までに行わなければなりません。

### (2) 寄附の募集

認定団体は、クラウドファンディング型ふるさと納税を実施しているポータルサイトで寄附金の募集を開始します。

掲載するポータルサイト、寄附金の募集開始時期・期間、掲載内容などは、ふるさと納税を担当する観光商工課観光プロモーション室と協議のうえ、調整します。

### (3) 交付申請書の提出

クラウドファンディング終了後、銚子市クラウドファンディング型ふるさと納税活用支援事業寄附金額確定通知書を通知します。

銚子市クラウドファンディング型ふるさと納税活用支援事業寄附金額確定通知書に記載の補助金交付申請可能額の範囲内で交付申請をすることができます。

交付申請を受けようとする団体は、補助対象事業を実施する前に、銚子市クラウドファンディング型ふるさと納税活用支援事業補助金交付申請書に次の書類を添えて提出します。(事業が複数年度にわたる場合、年度ごとに交付申請書の提出が必要です。)

- ①事業計画書
- ②収支予算書
- ③消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額確認書
- ④市税等納付状況確認同意書
- ⑤その他市長が必要と認める書類

#### (4)概算払いの請求

補助金は、補助金の対象となった事業が完了した後に交付しますが、市長が特に必要と認める場合には、交付決定をした補助金額の範囲内で、補助金の全額または一部を概算払として請求することができます。

#### (5)実績報告書の提出

交付決定団体は、補助対象事業が完了したときは、交付決定のあった日の属する年度の末日までに、次の書類を添えて実績報告書を提出してください。

- ①事業報告書
- ②収支決算書
- ③補助対象経費に係る領収書その他の支出を証明する書類

交付決定団体は、実績報告書を提出する際に、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額した額を記載してください。その際、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書も提出してください。

#### (6)交付決定の取り消し及び補助金の返還

交付決定団体が、次のいずれかに該当すると認められる場合は、交付決定を取り消し、または交付決定の内容を取り消し、既に交付した補助金がある場合には、その全部又は一部を返還していただくことになります。

- ・銚子市クラウドファンディング型ふるさと納税活用支援事業補助金交付要綱に違反したとき。
- ・銚子市クラウドファンディング型ふるさと納税活用支援事業補助金交付要綱第3条に規定する要件を欠くに至ったとき。
- ・偽りその他不正の手段により交付決定又は補助金の交付を受けたとき。
- ・操業に際し、重大な法令違反等があったことが明らかになったとき。
- ・その他市長が補助金を交付することが不相当と認めるとき。

交付決定団体は、補助金の交付を受けた後に消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税等仕入控除税額報告書を市長に提出する必要があります。消費税等仕入控除税額報告書の提出があった場合に、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還をしていただきます。

(7)補助金支給までの基本的な流れ

